

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月28日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

埼玉県公安委員会規則第12号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則（令和 2 年埼玉県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第13条第 2 項中「、国民健康保険被保険者証」を削る。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第 2 条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年12月 2 日から施行する。